

私道排水設備助成制度の改正について

1 概要

区は、昭和43年から区民の生活環境の向上に寄与すべく、私道の所有者が排水設備（下水管等）の設置を行った場合、当初の工事に限って、費用の一部を助成する私道排水設備助成制度を実施してきた。

助成制度の開始から50年が経過することから、過去に助成制度を利用して設置した排水設備の改修が必要な時期を迎えており、今般、助成制度を改正して、再助成を行うこととしたので、報告する。

2 改正の理由

- (1) 排水設備の一般的な耐用年数は50年であり、助成制度開始時に設置した排水設備が経年劣化により、排水に支障をきたすおそれがある。
- (2) 排水設備の劣化により、私道の所有者が排水設備の再設置等を行う必要があるが、工事費用の捻出が困難である。

3 改正内容

	改正後	改正前
助成内容	当初の助成に加え、再助成可	当初の助成のみ
助成率	当初の助成 90%	当初の助成 90%
	再助成	
	前回の助成から15年以上30年未満 72% 前回の助成から30年以上 90%	

※再助成の助成割合は、前回の助成から15年以上30年未満の路線では、工事費全体の72%（ $90\% \times 0.8$ ）、30年以上経過した路線では、工事費全体の90%とする。

4 今後の予定

平成30年4月1日 改正私道排水設備助成制度の施行